

東北文化学園大学大学院学則第 14 条第 4 項第 3 号に規定する教育研究  
に関する事項に係る申合せ

「平成 27 年 4 月 1 日」

「学 長 制 定」

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、東北文化学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）  
第 14 条第 4 項第 3 号に規定する教育研究に関する事項で、研究科教授会の意見を  
聞くことが必要なものとして学長が定める重要事項を定めるものとする。

(重要事項)

第 2 条 大学院学則第 14 条第 4 項第 3 号に規定する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育研究組織に関する事項
- (2) 大学院担当教員の資格の基準に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の留学、休学、復学、除籍、退学及び転学に関する事項
- (5) 学生の補導に関する事項

2 その他前項の定めその他、教育研究に関する事項で、緊急に研究科教授会の意見を  
聞くことが必要なものとして重要事項が生じた場合は、学長がその事項を文書によ  
って研究科教授会に通知するものとする。

3 第 1 項第 2 号に掲げる教員の資格の基準に関する事項については、大学院学則第  
14 条第 3 項の規定は適用しない。

(雑則)

第 3 条 この申合せの改廃は、学長が行う。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 6 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。